

パートタイマーとして働く上で心がけたいこと

パートタイマーとして働く上で、積極的に能力の開発向上に努め、働く婦人としての自覚と誇りをもって、職場での責任を果たしましょう。

- ◆ 職場での規律はぜひ守りましょう。
- ◆ 不注意が思わぬ事故を招きます。安全には特に気をつけましょう。
- ◆ 仕事のやり方について工夫するとともに、研修や訓練は積極的に受けましょう。
- ◆ 責任をもって自分の役割を果たしましょう。



パートバンクのごあんない

労働省では、パートタイマーの増加に対応して全国9ヶ所にパートバンクを設け、豊富な求人情報を提供しています。

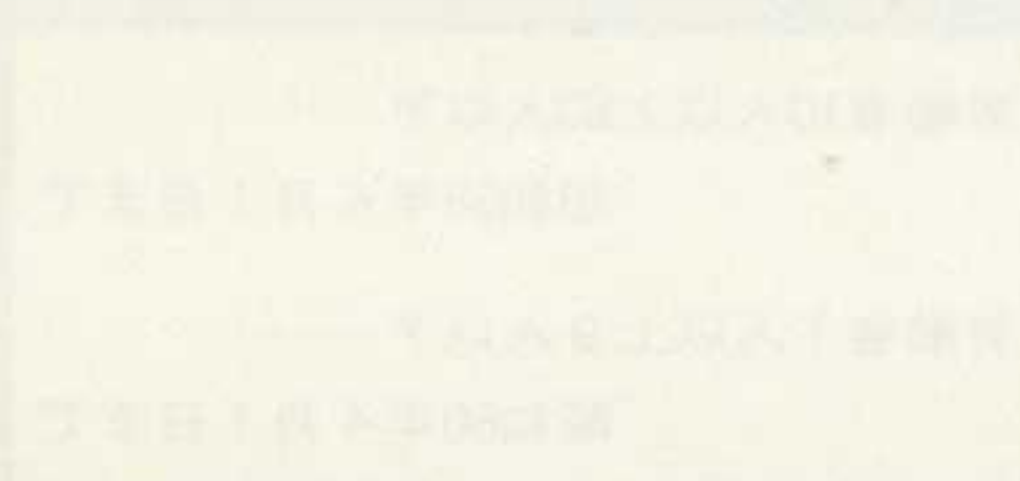
また、就職や職業の御相談は、もよりの公共職業安定所へもどうぞ。

札幌パートバンク
☎ 011(261)7702
船橋パートバンク
☎ 0474(31)7744
渋谷パートバンク
☎ 03(499)0810
川崎パートバンク
☎ 044(233)1100
横浜パートバンク
☎ 045(312)6655
名古屋パートバンク
☎ 052(581)0961
なんばパートバンク
☎ 06(632)5000
三宮パートバンク
☎ 078(331)1814
広島パートバンク
☎ 082(246)8189

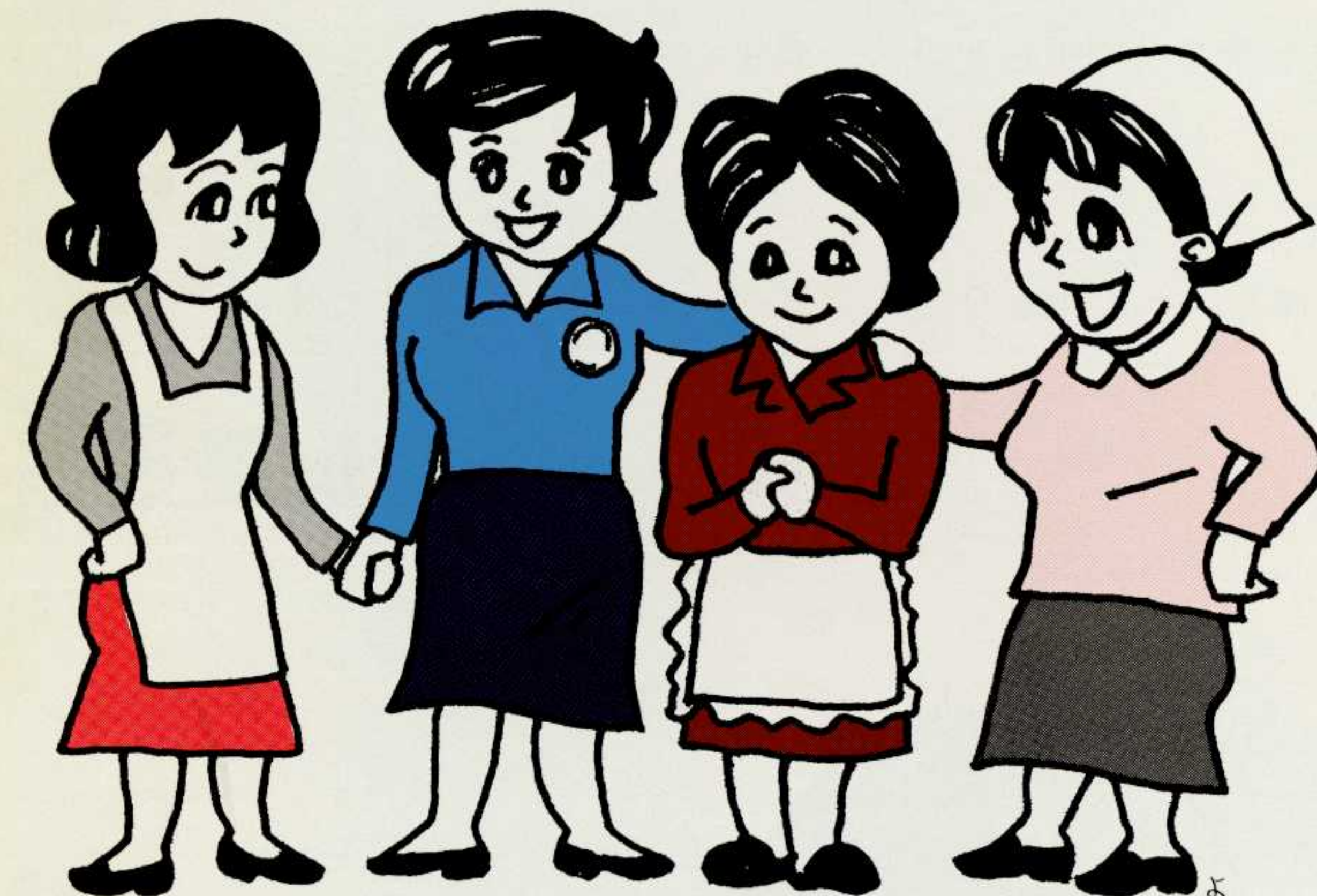
昭和57年10月1日現在

婦人労働に関する情報や職場の労働条件等に関してのお問い合わせは、婦人少年室又はもよりの労働基準監督署へ御相談ください。

● お問い合わせ



婦人パートタイマーのしおり

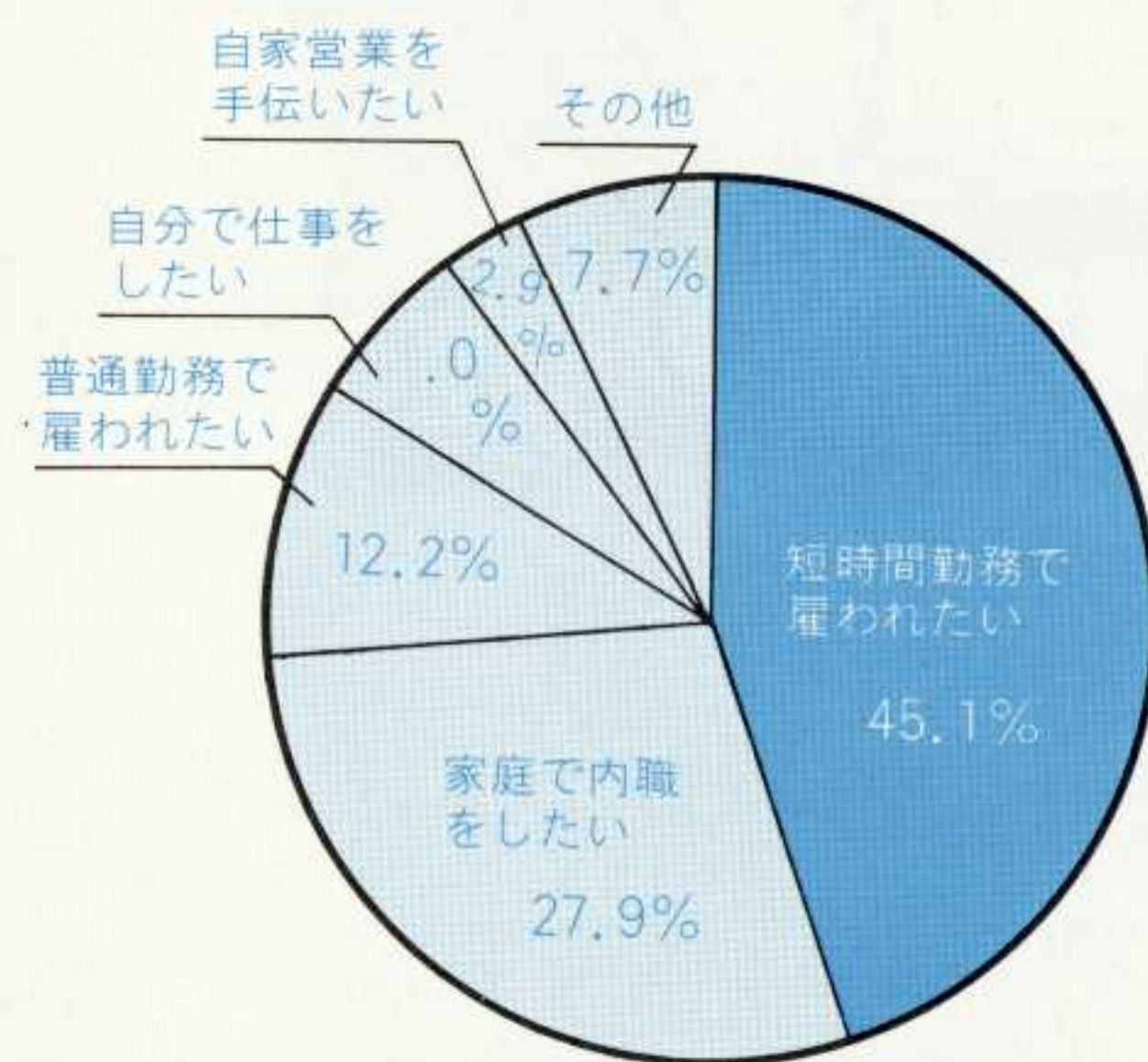


安心して働くために必要な知識を身につけ
職場であなたの能力を十分に発揮しましょう

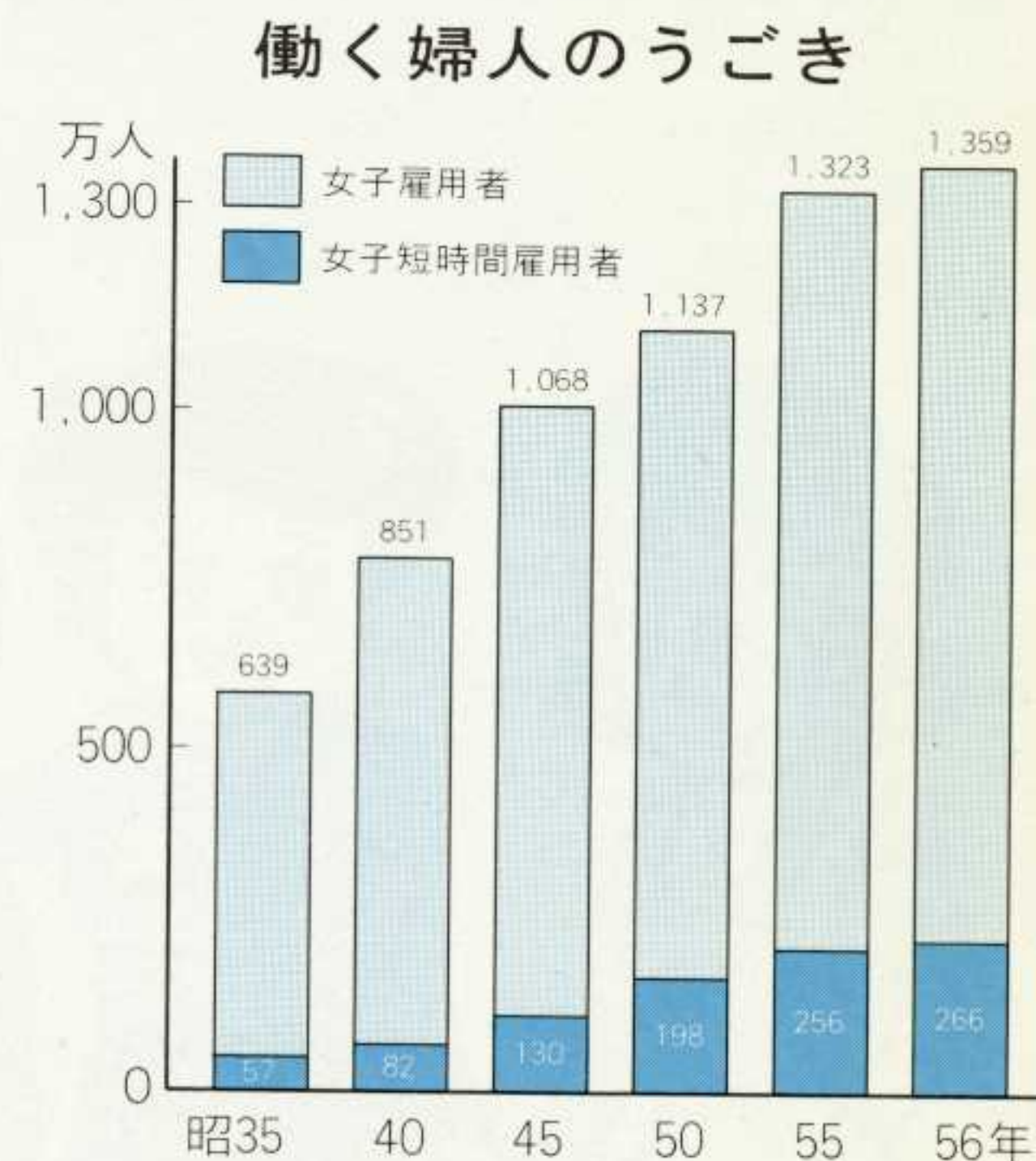
増えるパートタイマー

最近パートタイマーとして働く婦人が増えています。短時間雇用者は、56年には266万人で、働く婦人の19.6%を占め、35年の57万人に比べ、4.7倍となっています。

また、その大部分が家庭責任をもつ既婚婦人です。



総理府「就業構造基本調査」(54年)



(注)・短時間雇用者とは、平均週就業時間35時間未満の雇用者
・非農林業で、休業者を除く

総理府「労働力調査」

仕事に就くことを希望している婦人の45.1%がパートタイマーとして働くことを希望しています。

パートタイマーの労働条件

パートタイマーにも労働諸法令の適用があります。

採用

使用者は、パートタイマーを採用する際にも、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。

パートタイマーの場合、労働条件をはっきり決めないで就業する例が多くみられ、トラブル発生のもととなっています。

採用される場合には、トラブル防止のためにも労働条件を明記した書面を受け取るなどにより、その内容を確認しましょう。

労働諸法令

パートタイマーにも労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法などの労働諸法令が適用されます。

労働時間

労働時間は、1日について8時間、1週間について48時間をこえないことが原則となっています。

なお、一定規模以下の商業、サービス業等については、暫定的に9時間労働制が認められています。

労働者10人以上50人以下………
昭和58年3月31日まで
労働者1人以上9人以下………
昭和60年3月31日まで

休憩時間

パートタイマーにも1日の労働時間が6時間をこえる場合は45分以上、8時間をこえる場合は1時間以上の休憩時間が労働時間の途中にあります。

賃金の額や支払い日を確認しましょう。

賃金

パートタイマーにも最低賃金が適用されます。



解雇

労働者が解雇される場合には30日以上前に解雇の予告をされるか、または、30日分以上の平均賃金が支払われることになっています。

社会保険等

パートタイマーにも労働者災害補償保険が適用になります。

また、一定の要件を満たした場合には、雇用保険、健康保険、厚生年金保険が適用になります。

年次有給休暇

パートタイマーにも労働基準法による年次有給休暇が与えられます。